**新型コロナウイルス感染症拡大防止対策本部の設置について**令和2年4月16日改正

＜臨時理事会資料200411a→0416＞本部長改正版

令和2年4月11日決定

　NPO法人風の音　理事会

1. 主旨

新型コロナウイルス感染症の新型インフルエンザ等特別措置法（H21年法律第31号。以下「特措法」）指定及び一連の各種事務連絡・通知等、並びに緊急事態宣言発令に伴い、本理事会に「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策本部（以下「本部」という）」を設置する。

1. 本部について
2. 名称　　　　NPO法人風の音「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策本部」
3. 設置場所　　横浜市戸塚区平戸町（NPO法人風の音　本部事務所）※会議は別
4. 設置期間　　R2(2020)年4月11日から新型コロナウイルス感染症拡大防止対策　　　　　　を必要とする期間（5月6日を目途）
5. 本部の構成員　本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は必要があるとみとめるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長　　　　理事長

副本部長　　　副理事長（法令遵守、HP担当）、安全衛生担当理事（小河原）、渉外、調整担当理事(氏家)

本部員　　　　本部長、副本部長以外の理事及びオブザーバー各事業（放課後等デイサービス事業をのぞく）の管理者（森島、石井、三橋）

1. 本部に幹事を置く。幹事は職員の中から本部長がその都度指名する。
2. 本部に「事業継続実行委員会」を設置することができる。その名称並びに設置場所、設置期間、構成員は本部長が定めることができる。

生活介護部会と共同生活援助部会を設け、検討案を対策本部に上申するものとする。

1. 本部の庶務は各事業所の協力を得て、本部事務所において処理する。
2. 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

参考資料：内閣府

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/konkyo.pdf>

備考：4月11日開催「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策本部」会議次第より

構成員：本部長（理事長）根本　副本部長（法令遵守/HP担当）守谷・（渉外/調整担当）氏家・（安全衛生担当）小河原　本部員：（生活介護担当）森島・石井・（共同生活援助担当） 三橋　本部員補佐：（計画相談支援担当）皆川・（本部事務/労務担当）佐野